昭和四十八年運輸省令第五十号

船舶等型式承認規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項、第二十五条の五十三において準用する第二十五条の二十九第三項及び第二十五条の三十第二項、第二十九条ノ三並びに第二十九条ノ四第一項の規定に基づき、船舶等型式承認規則を次のように定める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　型式承認及び検定（第三条―第十五条）
第三章　削除
第四章　雑則（第二十六条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ五第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章　型式承認及び検定

（型式承認）

第三条　法第六条ノ五第一項の規定による型式承認（以下単に「型式承認」という。）は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる船舶又は物件の型式ごとに行う。

（型式承認の基準）

第四条　型式承認は、当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

（型式承認の申請）

第五条　型式承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　型式承認を受けようとする船舶又は物件の名称及び型式

二　型式承認を受けようとする船舶又は物件を製造する事業場の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該型式の船舶又は物件の製造仕様書、その構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料（以下「性能等」という。）並びに使用方法に関する説明書

二　当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していることを説明する書類

三　当該型式の船舶若しくは物件又はこれらに類するものの製造の実績を記載した書類

四　当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類

3　国土交通大臣は、前項に規定するもののほか型式承認のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（型式承認試験）

第六条　型式承認の申請をした者は、当該船舶又は物件の型式が法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。ただし、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条の規定により総務大臣の行う検定に合格した告示で定める物件の型式については、この限りでない。

2　型式承認の申請をした者は、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の船舶若しくは物件又はその材料を提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案しさしつかえないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

（型式承認書の交付）

第七条　国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書（第一号様式）を交付する。

（型式の変更の承認）

第八条　型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、変更をしようとする事項及びその理由を記載した申請書に第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添附して国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（型式の変更等の届出）

第九条　型式承認を受けた者（第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人）は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一　当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の定める性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。
二　当該型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。
三　当該型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。
四　当該型式の船舶又は物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。
五　当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設のうち主要なものに変更があつたとき。
六　当該型式の船舶又は物件の製造に係る事業を廃止したとき。

（標示）

第十条　型式承認を受けた者は、当該型式の船舶又は物件の個々に当該船舶又は物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の氏名又は名称若しくは記号を標示しなければならない。ただし、寸法又は使用方法を標示する必要がないと認められる船舶又は物件については、その標示を省略することができる。

（型式承認の失効及び取消し）

第十一条　型式承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式承認は、その効力を失う。
一　死亡し、又は解散したとき。
二　当該型式の船舶又は物件の製造に係る事業を廃止したとき。
三　型式承認を辞退したとき。

2　国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。
一　当該船舶又は物件の型式が、法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の制定、改正又は廃止によつて、これに適合しなくなつたとき。
二　型式承認を受けた者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有しなくなつたと認められるとき。
三　型式承認を受けた者が当該型式の船舶又は物件の検定に関し、不正の行為をしたとき。
四　型式承認を受けている者が当該型式承認に係る船舶又は物件の製造工事の能力について法第六条ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第八条第三項に規定する標示を附したとき。
五　型式承認を受けた者が第八条又は第九条の規定に違反したとき。
六　型式承認を受けた者が、当該型式の船舶又は物件を引き続き相当期間製造しないとき。
七　その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

（告示）

第十二条　国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。
一　型式承認をしたとき。
二　第八条の承認をしたとき。
三　前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。
四　前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

（検定の申請）

第十三条　型式承認を受けた者は、検定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁（検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又は沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。以下同じ。）を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
一　検定を受けようとする船舶又は物件の型式承認番号、名称及び型式
二　検定を受けようとする船舶又は物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
三　検定を受けようとする船舶又は物件を製造した事業場の名称及び所在地

（検定の準備）

第十四条　検定の申請をした者は、管海官庁が指示するところに従い検定の準備をするものとする。

（検定に係る合格証明書及び証印）

第十五条　法第九条第四項の合格証明書（以下「検定合格証明書」という。）及び同項の証印（以下単に「証印」という。）の様式は、それぞれ第二号様式及び第三号様式とする。
2　検定に合格した船舶に対しては、検定合格証明書を交付し、かつ、証印を附するものとする。
3　検定に合格した物件に対しては、証印を附するものとする。
4　物件について検定を受けた者は、前項の規定による証印を附された物件について、管海官庁に検定合格証明書交付申請書（第四号様式）を提出し、検定合格証明書の交付を受けることができる。
5　検定合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、検定合格証明書再交付申請書（第五号様式）に検定合格証明書（き損した場合に限る。）を添附して、当該検定合格証明書を交付した管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

第三章　削除

第十六条から第二十五条まで　削除

第四章　雑則

（再検定）

第二十六条　法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書を当該検定を行つた管海官庁を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録検定機関等が行う検定についての読替え）

第二十七条　法第六条ノ五第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）又は小型船舶検査機構が行う検定については、第十三条中「管海官庁（検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又は沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。以下同じ。）を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。）」とあり又は第十四条、第十五条第四項及び第五項、前条並びに様式中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」又は「小型船舶検査機構」と読み替えてこれらの規定及び様式を適用する。

（経由機関）

第二十八条　第五条、第八条並びに第九条（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合は、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

（手数料）

第二十九条　型式承認、第八条の承認、検定、第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付又は同条第五項の規定による検定合格証明書の再交付を受けようとする者（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者を除く。）は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して型式承認、承認、検定、交付又は再交付の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2　第六条第一項ただし書に規定する物件の型式についての型式承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額の十分の四・七の額とする。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3　外国において型式承認を受ける場合における型式承認の手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

4　外国において検定を受ける場合における検定（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定を除く。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

5　外国において第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定合格証明書の交付を除く。）を受ける場合における交付の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあつては、千二百五十円）とする。

6　前各項の手数料は、収入印紙を手数料納付書（第六号様式）に貼り付けて納付するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

（船用品型式承認規則の廃止）

2　船用品型式承認規則（昭和二十三年総理庁・運輸省令第四号。以下「旧型式承認規則」という。）は、廃止する。

3　国土交通大臣は、旧型式承認規則第一条の型式承認を受け、かつ、同令第六条第一項の承認証書でこの省令の施行の際現に有効なものを受有する者又はこの省令の施行の際現に旧型式承認規則第一条の型式承認を申請中の者に関しては、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による申請に基づかないで、当該型式承認に係る物件について法第六条ノ四第一項の型式承認をすることができる。

4　国土交通大臣は、前項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認をするときは、これに期限を附することができる。

5　附則第四項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認を受けた者が当該型式承認に係る物件について旧型式承認規則第三条第一項の規定により行つた検定の申請でこの省令の施行の際現に係属中のものは、第十三条の規定による検定の申請とみなす。

6　前項に規定する旧型式承認規則第三条第一項の規定による検定の申請に関し納付された手数料は、第十三条の規定による検定の申請に関する手数料として第二十九条の規定により納付されたものとみなす。

附　則（昭和四九年七月二五日運輸省令第三二号）

1　この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（昭和四九年八月二日運輸省令第三四号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附　則　**（昭和四九年八月二七日運輸省令第三六号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附　則　**（昭和四九年一一月八日運輸省令第四四号）　抄**

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和五〇年一〇月二三日運輸省令第四三号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

3　底びき網漁業灯、かけまわし漁法灯及びきんちやく網漁業灯については、船舶等型式承認規則第四条、第五条第二項第二号及び第六条第一項中「法第二条第一項の命令」とあるのは、昭和五十年十一月九日までは、「船灯試験規程（昭和九年逓信省令第十九号）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附　則　**（昭和五〇年一一月一八日運輸省令第四七号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）**

1　この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（昭和五一年八月一四日運輸省令第三四号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附　則　**（昭和五二年六月七日運輸省令第一五号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和五二年七月一日運輸省令第二〇号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第百四十三条の次に四条を加える改正規定（第百四十三条ノ四に係る部分を除く。）以外の改正規定、第三条中小型船舶安全規則第八十二条の改正規定以外の改正規定並びに第五条中船舶等型式承認規則第三条第五号の改正規定（同号へに係る部分に限る。）及び別表の改正規定（「黒球」及び「／黒色円すい形象物／紅色円すい形象物／」を改める部分に限る。）は、昭和五十二年七月十五日から施行する。

附　則　**（昭和五二年八月二六日運輸省令第二六号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十二年九月六日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶安全法施行規則第十九条の改正規定（一般小型船に係る部分に限る。）、第二条中船舶設備規程第七編の次に一編を加える改正規定（第三百十一条の七に係る部分を除く。）及び第十二号表の次に一表を加える改正規定、第三条の規定並びに附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和五三年一一月二二日運輸省令第六一号）**

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

（経過規定）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（昭和五五年五月六日運輸省令第一二号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十五年五月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中目次の改正規定（「／第七編　昇降設備／第八編　コンテナ設備／」を改める部分に限る。）、第七編の編名を改める改正規定、第七編中第三百三条の前に章名を付する改正規定、第八編の編名を削る改正規定、第三百十一条の次に章名を付する改正規定及び第七編に一章を加える改正規定、第十一条中目次の改正規定及び第十一章を第十二章とし、第十章の次に一章を加える改正規定、第十二条中別表第一の改正規定（「

コンテナ	フラットラック型のもの	1個につき	11，000円
	その他の型のもの	1個につき	15，000円

」を改める部分に限る。）並びに第十三条中別表の改正規定（「

コンテナ	フラットラック型のもの	68，000	2，200
	その他の型のもの	98，000	〃　1個につき　2，800

」を改める部分に限る。）並びに附則第二条第十四項及び附則第十二条第三項の規定は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五五年五月二四日運輸省令第一四号）

この省令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

附　則（昭和五六年三月一九日運輸省令第六号）

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附　則（昭和五七年四月六日運輸省令第八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第一条中運輸省組織規程第三十五条の改正規定、第二条中海運局支局等組織規程の題名の改正規定、「第一章　海運局支局」を削る改正規定、同令第二章の改正規定、同令別表第一の改正規定（同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第二の改正規定（「第二条の二関係」を「第二条の二、第二条の三関係」に改める部分及び同表九州海運局福岡支局の項に係る部分を除く。）、同令別表第三の改正規定（「同横須賀同」を「同三崎同」に改める部分に限る。）、同令別表第四及び別表第五の改正規定並びに附則第四条　昭和五十八年一月一日

附　則（昭和五七年六月一日運輸省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五八年三月八日運輸省令第七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十八年三月十五日から施行する。

附　則（昭和五八年八月二四日運輸省令第三六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に定める日（昭和五十八年十月二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定（「第十二条の三十六」を「第十二条の三十五」に改める部分に限る。）、第六条、第十二条の二及び第十二条の四の改正規定、第十二条の三十四を削り、第十二条の三十五を第十二条の三十四とし、第十二条の三十六を第十二条の三十五とする改正規定、第三十三条の四の改正規定（油ゲル化剤に係る部分を除く。）、第三十九条の次に一条を加える改正規定、第四十条の改正規定、別表第一及び別表第四の改正規定並びに別表第四の次に一表を加える改正規定（油ゲル化剤に係る部分を除く。）並びに附則第八条及び附則第十一条の規定　改正法附則第一条第一号に定める日（昭和五十八年八月二十五日）

附　則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附　則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海海運局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条　この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附　則（昭和五九年八月三〇日運輸省令第二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（昭和六〇年三月三〇日運輸省令第一一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（昭和六二年八月八日運輸省令第五一号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　**（昭和六二年九月二九日運輸省令第五五号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（昭和六三年一一月二五日運輸省令第三六号）**

この省令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

附　則　**（平成元年三月三一日運輸省令第一二号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

3　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（平成元年六月二一日運輸省令第二〇号）**

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）**

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（平成元年一〇月二日運輸省令第二八号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、平成元年十月二十二日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　**（平成三年三月二二日運輸省令第二号）**

（施行期日）

1　この省令は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（平成三年一〇月一一日運輸省令第三三号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第百四十六条の十の三の次に次の見出し及び二条を加える改正規定（第百四十六条の十の五に係る部分に限る。）及び同令第百八十七条の改正規定、第三条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第八条中船舶等型式承認規則別表第一及び別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

附　則　**（平成四年一月二七日運輸省令第五号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第十七条第二項、第二十条、第二十二条、第二十三条、第四十八条第五項、第六十九条第一項及び第七十条の改正規定、第四条の規定並びに第五条中小型船舶安全規則第六十五条第二項、第六十六条、第六十九条及び第七十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　**（平成六年三月二九日運輸省令第九号）**

（施行期日）

1　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則　**（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則　**（平成六年五月一九日運輸省令第一九号）　抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成六年五月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成六年九月三〇日運輸省令第四五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附　則（平成七年一二月二二日運輸省令第六八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成八年二月二七日運輸省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年三月一九日運輸省令第一九号）

この省令は、平成八年三月二十九日から施行する。

附　則（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）

（施行期日）

1　この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成九年六月二七日運輸省令第四三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成九年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成九年一二月一五日運輸省令第八三号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附　則（平成一〇年七月一日運輸省令第五二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に受けた改正前の別表第一に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものの型式についての型式承認は、それぞれ改正後の別表第一に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものの型式について受けた型式承認とみなす。

防火戸	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料
自動閉鎖型防火ダンパー	
隔壁又は甲板に用いる防火用材料（標準火災試験を要するものに限る。）	不燃性材料、火災の危険の少ない家具及び備品、防火戸の動力開閉装置、冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材若しくは接着剤又は表面仕上材
その他の防火用材料	
進水装置用第一種膨脹式救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ
その他の第一種膨脹式救命いかだ	その他の膨脹式救命いかだ
膨脹型救助艇	膨脹型一般救助艇
固型救助艇	固型一般救助艇
複合型救助艇	複合型一般救助艇
甲種マスト灯	第一種マスト灯
乙種マスト灯	第二種マスト灯
小型船舶用船灯（甲種前部灯であって光達距離が五海里以上であるものに限る。）	第三種マスト灯
丙種マスト灯	
小型船舶用船灯（甲種前部灯であって光達距離が三海里以上五海里未満であるものに限る。）	第四種マスト灯
小型船舶用船灯（乙種前部灯に限る。）	
甲種げん灯	第一種げん灯

乙種げん灯	第二種げん灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用げん灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用げん灯に限る。）	第三種げん灯
両色灯	第一種両色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用両色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用両色灯に限る。）	第二種両色灯
甲種船尾灯	第一種船尾灯
乙種船尾灯	第二種船尾灯
小型船舶用船灯（後部灯に限る。）	
甲種引き船灯	第一種引き船灯
乙種引き船灯	第二種引き船灯
甲種白灯	第一種白灯
乙種白灯	第二種白灯
小型船舶用船灯（小型船舶用白灯に限る。）	
甲種紅灯	第一種紅灯
乙種紅灯	第二種紅灯
小型船舶用船灯（小型船舶用紅灯に限る。）	
甲種緑灯	第一種緑灯
乙種緑灯	第二種緑灯
甲種紅色閃光灯	第一種紅色閃光灯
乙種紅色閃光灯	第二種紅色閃光灯
甲種緑色閃光灯	第一種緑色閃光灯
乙種緑色閃光灯	第二種緑色閃光灯
甲種黄色閃光灯	第一種黄色閃光灯
乙種黄色閃光灯	第二種黄色閃光灯
三色灯	第一種三色灯
小型船舶用船灯（甲種小型船舶用三色灯に限る。）	
小型船舶用船灯（乙種小型船舶用三色灯に限る。）	第二種三色灯

2　施行日前に交付を受けた前項の表の上欄に掲げる物件についての型式承認書及び検定合格証明書は、それぞれ同表の下欄に掲げる物件について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

3　施行日前にした第一項の表の上欄に掲げる物件についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、それぞれ同表の下欄に掲げる物件についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

4　施行日前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年三月二二日運輸省令第九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年六月二五日国土交通省令第七五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に受けた第七条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち衛星航法装置の型式についての型式承認は、第七条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一に掲げる物件のうち第一種衛星航法装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2　施行日前に交付を受けた衛星航法装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、第一種衛星航法装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

3　施行日前にした衛星航法装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、第一種衛星航法装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

附　則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（平成一四年七月二六日国土交通省令第九一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は平成十四年十月一日から施行する。

附　則（平成一五年九月二九日国土交通省令第九六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、海上衝突予防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十三号）の施行の日（平成十五年十一月二十九日）から施行する。

附　則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附　則（平成一六年三月二六日国土交通省令第二九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附　則（平成一八年三月三一日国土交通省令第三一号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条のうち船舶設備規程第三百条の改正規定、第三条のうち船舶安全法施行規則別表第一、別表第一の二、別表第二及び別表第二の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定　平成十八年四月一日

附　則（平成二一年一二月二二日国土交通省令第六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成二三年五月三一日国土交通省令第四五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二三年一二月二八日国土交通省令第一一〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成二六年三月三一日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則　（平成二六年六月二日国土交通省令第五三号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二七年一二月二二日国土交通省令第八五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成二八年六月二四日国土交通省令第五二号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

附　則　（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附　則　（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　（令和三年一一月一九日国土交通省令第七一号）

（施行期日）

1　この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付した第五条の規定による改正前の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正後の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書とみなす。

附　則　（令和五年一二月二八日国土交通省令第九七号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であって、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

2　この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

3　この省令の施行日前に交付を受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

4　この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

5　この省令の施行日前にした浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。

別表第一（第３条、第２９条関係）

型式承認及び検定			型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
小型船舶	旅客船	旅客船以外のもの	742,200	1隻につき
		長さ3メートル未満のもの	553,100	〃
小型船舶の船体		長さ3メートル以上5メートル未満のもの	189,800	1隻につき
		長さ5メートル以上のもの	295,300	〃
			416,700	〃
倉口蓋板	鋼製のもの	50平方メートル未満	132,300	1式につき
		50平方メートル以上100平方メートル未満	187,100	〃
		100平方メートル以上200平方メートル未満	271,300	〃
		200平方メートル以上	355,400	〃
	木製のもの		132,300	1枚につき
倉口覆布			125,400	1枚につき
倉口覆布の布地			70,500	50メートル又はその端数につき
倉口覆布の防水布地			70,500	〃
倉口覆布の防水剤			59,900	18リットル又はその端数につき
舷窓			88,100	1個につき
不燃性材料			62,500	1個につき
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料			146,900	1個につき
防煙ダンパー			147,500	1個につき
火災の危険の少ない家具及び備品			78,500	1個につき
防火戸の動力開閉装置			91,900	1個につき
送風機	羽根車の外径が	0.6メートル未満のもの	97,800	1個につき
	〃	0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	102,900	1個につき
	〃	0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	122,500	1個につき
	〃	1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	126,900	1個につき
	〃	1.5メートル以上のもの	131,400	1個につき
冷却装置の管装置の防熱材			77,600	1個につき
冷却装置の防熱材の防湿用表面材			77,600	〃
冷却装置の防熱材の接着剤			77,600	〃
表面仕上材			88,300	1個につき
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料			121,700	1個につき
高速排気装置			203,100	1個につき
フレームアレスタ			173,800	1個につき
船体用材料	プラスチック樹脂		204,200	180リットル又はその端数につき
	ガラス繊維	ロービング	180,200	10キロメートル又はその端数につき
		ロービングクロス又はチョップドストランドマット	180,200	50メートル又はその端数につき
	ゴム布		201,600	50メートル又はその端数につき
内燃機関	連続最大出力が	18キロワット未満のもの	243,100	1個につき
	〃	18キロワット以上37キロワット未満のもの	279,300	〃
船内外機	連続最大出力が	18キロワット未満のもの	302,200	1個につき
	〃	18キロワット以上37キロワット未満のもの	322,400	〃
	〃	37キロワット以上73.6キロワット未満のもの	395,400	〃
	〃	73.6キロワット以上184キロワット未満のもの	472,600	〃
	〃	184キロワット以上のもの	552,000	〃

船外機	連続最大出力が	3．7キロワット未満のもの	243，100	6，300
〃	〃	3．7キロワット以上7．4キロワット未満のもの	277，700	9，900
〃	〃	7．4キロワット以上18キロワット未満のもの	300，600	11，300
〃	〃	18キロワット以上37キロワット未満のもの	322，400	12，400
〃	〃	37キロワット以上73．6キロワット未満のもの	395，400	15，200
〃	〃	73．6キロワット以上184キロワット未満のもの	472，600	17，900
〃	〃	184キロワット以上のもの	552，000	20，600
自動呼吸弁	内径が	150ミリメートル未満のもの	590，900	840
〃	〃	150ミリメートル以上のもの	670，900	2，050
液量計測装置			1170，400	4，500
ゴムホース			440，400	100
浸水警報装置	検知器		112，100	1，700
	警報盤		132，300	1，900
自動操舵装置	航跡制御装置のもの		333，600	10，100
	船首方位制御装置のもの		302，200	9，600
非常用曳航設備			128，100	5，700
呼吸保護具			90，800	360
呼吸保護具のフィルター			30，600	30
救命艇	部分閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	750，700	27，700
		その他の部分閉囲型救命艇	724，100	27，700
	全閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	784，200	29，800
		その他の全閉囲型救命艇	745，400	29，800
	空気自給式救命艇	救助艇の要件に適合するもの	805，600	30，800
		その他の空気自給式救命艇	778，900	30，800
	耐火救命艇	救助艇の要件に適合するもの	888，600	31，400
		その他の耐火救命艇	849，700	31，400
救命いかだ	小型船舶用膨脹式救命いかだ		183，000	2，250
	その他の救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ	368，800	5，200
		その他の膨脹式救命いかだ	332，600	5，100
		固型救命いかだ	295，800	5，000
救命浮器	小型船舶用救命浮器		145，200	770
	その他の救命浮器		181，400	990
救助艇	一般救助艇	膨脹型一般救助艇	668，100	22，400
		固型一般救助艇	615，900	22，300
		複合型一般救助艇	686，700	22，400
	高速救助艇	膨脹型高速救助艇	697，400	22，400
		固型高速救助艇	642，600	21，300
		複合型高速救助艇	702，700	22，400
救命浮環	小型船舶用救命浮環		125，400	170
	その他の救命浮環		157，400	240
救命浮環の救命索			32，200	70
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣		106，800	140
	その他の救命胴衣		136，600	180
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション			125，400	170
小型船舶用浮力補助具			68，900	110

船外機	連続最大出力が	3．7キロワット未満のもの	1個につき	6，300
〃	〃	3．7キロワット以上7．4キロワット未満のもの	〃	9，900
〃	〃	7．4キロワット以上18キロワット未満のもの	〃	11，300
〃	〃	18キロワット以上37キロワット未満のもの	〃	12，400
〃	〃	37キロワット以上73．6キロワット未満のもの	〃	15，200
〃	〃	73．6キロワット以上184キロワット未満のもの	〃	17，900
〃	〃	184キロワット以上のもの	〃	20，600
自動呼吸弁	内径が	150ミリメートル未満のもの	1個につき	840
〃	〃	150ミリメートル以上のもの	〃	2，050
液量計測装置			1個につき	4，500
ゴムホース			1本につき	100
浸水警報装置	検知器		1個につき	1，700
	警報盤		1個につき	1，900
自動操舵装置	航跡制御装置のもの		1個につき	10，100
	船首方位制御装置のもの		1個につき	9，600
非常用曳航設備			1式につき	5，700
呼吸保護具			1個につき	360
呼吸保護具のフィルター			1個につき	30
救命艇	部分閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	1隻につき	27，700
		その他の部分閉囲型救命艇	〃	27，700
	全閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃	29，800
		その他の全閉囲型救命艇	〃	29，800
	空気自給式救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃	30，800
		その他の空気自給式救命艇	〃	30，800
	耐火救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃	31，400
		その他の耐火救命艇	〃	31，400
救命いかだ	小型船舶用膨脹式救命いかだ		1個につき	2，250
	その他の救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ	1個につき	5，200
		その他の膨脹式救命いかだ	〃	5，100
		固型救命いかだ	〃	5，000
救命浮器	小型船舶用救命浮器		1個につき	770
	その他の救命浮器		〃	990
救助艇	一般救助艇	膨脹型一般救助艇	1隻につき	22，400
		固型一般救助艇	〃	22，300
		複合型一般救助艇	〃	22，400
	高速救助艇	膨脹型高速救助艇	1隻につき	22，400
		固型高速救助艇	〃	21，300
		複合型高速救助艇	〃	22，400
救命浮環	小型船舶用救命浮環		1個につき	170
	その他の救命浮環		〃	240
救命浮環の救命索			30メートル又はその端数につき	70
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣		1個につき	140
	その他の救命胴衣		〃	180
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション			1個につき	170
小型船舶用浮力補助具			1個につき	110

イマーション・スーツ		204,200	1個につき	840
	救命胴衣の要件に適合するもの	164,300	〃 1個につき	720
	その他のイマーション・スーツ	157,400	1個につき	750
耐暴露服		70,500	1個につき	180
救命器具の浮力材料		46,600	50メートル又はその端数につき	310
救命器具の布地		101,400	1個につき	140
救命器具のガス発生器		75,900	1個につき	100
高圧ガス容器の弁		86,500	1個につき	250
キャノピー灯		73,700	1個につき	250
室内灯		46,600	1個につき	480
手動ポンプ		329,900	1個につき	11,300
救命艇又は救助艇の内燃機関		86,800	1個につき	1,600
つり索の離脱装置		390,100	1個につき	16,300
救助艇の船外機		70,500	1個につき	780
救命艇、救命いかだ又は救助艇の艤装品	コンパス	31,600	〃	300
	シー・アンカー	83,900	〃	130
	救難食糧	46,600	〃	70
	飲料水	100,900	〃	390
	海水脱塩装置	46,600	〃	480
	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）	43,900	〃	450
	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	46,600	〃	450
	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	44,400	〃	450
	保温具	78,000	〃	160
	保護カバー	46,600	〃	430
	水密電気灯	46,600	〃	300
	日光信号鏡	31,600	〃	130
	レーダー反射器	49,200	〃	130
	海面着色剤	49,200	〃	130
救命索発射器		108,900	1個につき	300
救命索発射器の発射体		46,600	4個又はその端数につき	150
救命索発射器の救命索		46,600	4本又はその端数につき	180
救命いかだ支援艇		301,700	1隻につき	17,800
自己点火灯	小型船舶用自己点火灯	158,400	1個につき	220
	電池式のもの	158,400	〃	90
	電池式以外のもの	158,400	〃	130
	その他の自己点火灯	202,100	〃	300
	電池式のもの	202,100	〃	130
	電池式以外のもの	202,100	〃	130
自己発煙信号		158,400	1個につき	170
	小型船舶用自己発煙信号	202,100	〃	240
	その他の自己発煙信号	202,100	〃	240
救命胴衣灯		61,500	1個につき	80
落下傘付信号		202,100	1個につき	240
火せん	小型船舶用火せん	158,400	1個につき	90
	その他の火せん	202,100	〃	130
信号紅炎	小型船舶用信号紅炎	158,400	1個につき	90
	その他の信号紅炎	202,100	〃	130
発煙浮信号		202,100	1個につき	240
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		161,600	1個につき	6,400

非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,600	1個につき	6,400
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,600	1個につき	4,550
レーダー・トランスポンダー			
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	125,400	1個につき	4,350
その他のレーダー・トランスポンダー	157,400	〃	6,200
捜索救助用位置指示送信装置			
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	153,400	1個につき	4,100
その他の捜索救助用位置指示送信装置	196,500	〃	6,000
持運び式双方向無線電話装置	168,000	1個につき	9,000
固定式双方向無線電話装置	168,000	1個につき	9,000
船舶航空機間双方向無線電話装置	168,000	1個につき	9,000
探照灯	84,400	1個につき	450
再帰反射材	50,800	500平方センチメートル又はその端数につき	20
救命いかだ又は救命浮器の架台	45,000	1個につき	520
自動離脱装置	70,500	1個につき	420
ウィーク・リンク	31,600	1個につき	200
乗込装置			
降下式乗込装置	359,200	1台につき	13,500
その他の乗込装置	70,500	〃	410
消火ポンプ	137,200	1個につき	2,900
非常ポンプ	144,300	1個につき	3,850
消火ホース	46,600	1個につき	780
ノズル	31,600	1個につき	140
水噴霧放射器	31,600	1個につき	270
水噴霧ランス	92,100	1個につき	790
移動式放水モニター	85,900	1個につき	790
国際陸上施設連結具	31,600	1個につき	390
スプリンクラー・ヘッド	31,600	1個につき	390
機関室局所消火装置	31,600	1個につき	380
消火器			
自動拡散型液体消火器	86,500	1個につき	340
自動拡散型粉末消火器	86,500	〃	340
その他の消火器			
小型船舶用消火器	131,800	〃	360
固定式のもの	229,300	〃	2,900
移動式のもの	203,300	〃	1,500
持運び式のもの	183,000	〃	620
簡易式のもの	162,800	〃	510
消火器以外の消火器用消火剤			
持運び式又は簡易式消火器用のもの	111,600	1個につき	130
固定式又は移動式消火器用のもの	124,900	〃	420

固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化物に限る。）	142,900	60キログラム又はその端数につき	2,050
固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤	138,800	200リットル又はその端数につき	5,000
持運び式泡放射器	86,500	1個につき	2,700
個人装具（安全灯及びおのを除く。）	111,600	1組につき	4,450
安全灯	111,600	1個につき	480
呼吸具 防煙ヘルメット	111,600	1個につき	500
呼吸具 防煙マスク	111,600	〃	500
呼吸具 自蔵式呼吸具	111,600	〃	500
呼吸具 送気式呼吸具	111,600	〃	490
呼吸具の清浄缶	46,600	1個につき	150
呼吸具の酸素発生缶	46,600	〃	150
命綱	54,600	1本につき	420
火災探知装置の部分 探知器	179,800	1個につき	2,550
火災探知装置の部分 制御盤	158,500	〃	1,800
火災探知装置の部分 表示盤	44,800	〃	660
火災探知装置の部分 検出器	59,900	〃	930
手動火災警報装置	46,600	1個につき	500
非常標識 電気式のもの	35,900	1個につき	930
非常標識 電気式以外のもの	29,000	1個につき	160
蓄電池一体型非常照明装置	113,700	1個につき	3,800
持運び式電気灯	109,400	1個につき	2,300
非常脱出用呼吸器	100,900	1個につき	420
船灯 第一種マスト灯	142,700	1個につき	720
船灯 第二種マスト灯	137,400	〃	540
船灯 第三種マスト灯	132,100	〃	480
船灯 第四種マスト灯	78,500	〃	420
船灯 第一種舷灯	142,700	〃	720
船灯 第二種舷灯	137,400	〃	540
船灯 第三種舷灯	78,500	〃	420
船灯 第一種両色灯	132,100	〃	480
船灯 第二種両色灯	78,500	〃	420
船灯 第一種船尾灯	142,700	〃	720
船灯 第二種船尾灯	137,400	〃	540
船灯 第一種引き船灯	142,700	〃	720
船灯 第二種引き船灯	137,400	〃	540
船灯 第一種白灯	142,700	〃	720
船灯 第二種白灯	137,400	〃	540
船灯 第一種紅灯	142,700	〃	720
船灯 第二種紅灯	137,400	〃	540
船灯 第一種緑灯	142,700	〃	720
船灯 第二種緑灯	137,400	〃	540
船灯 第一種紅色閃光灯	132,100	〃	580
船灯 第二種紅色閃光灯	132,100	〃	580
船灯 第三種紅色閃光灯	130,700	〃	580
船灯 第四種紅色閃光灯	130,700	〃	580

形象物		36,300	1個につき	130
国際信号旗		42,800	1枚につき	180
国際信号旗の布地		46,600	50メートル又はその端数につき	180
信号灯		71,000	1個につき	1,500
汽笛	音圧が11デシベル以上115デシベル未満のもの	90,700	1個につき	2,950
	〃115デシベル以上120デシベル未満のもの	96,100	〃	3,100
	〃120デシベル以上130デシベル未満のもの	101,400	〃	3,300
	〃130デシベル以上138デシベル未満のもの	289,500	〃	6,500
	〃138デシベル以上143デシベル未満のもの	328,400	〃	9,700
	〃143デシベル以上のもの	372,600	〃	13,100
号鐘		50,300	1個につき	650
どら		46,600	1個につき	610
電子海図情報表示装置		335,200	1個につき	2,400
ナブテックス受信機		159,000	1個につき	6,400
高機能グループ呼出受信機		159,000	1個につき	6,400
航海用レーダー		420,500	1個につき	20,300
電子プロッティング装置		226,000	1個につき	16,700
自動物標追跡装置		238,800	1個につき	18,400
自動衝突予防援助装置		513,700	1個につき	30,500
磁気コンパス		137,200	1個につき	2,900
磁気コンパスの羅盤		46,600	1個につき	1,500
磁気コンパスの自差修正装置付架台		97,200	〃	2,550
方位測定コンパス装置		27,900	1個につき	330
ジャイロコンパス		228,300	1個につき	18,400
ジャイロコンパスのレピータ		88,100	1個につき	2,900
船首方位伝達装置		192,000	1個につき	8,800
音響測深機		176,000	1個につき	12,200
第一種衛星航法装置		387,900	1個につき	21,500
第二種衛星航法装置		172,200	1個につき	8,100
船速距離計		245,200	1個につき	15,300
回頭角速度計		70,500	1個につき	3,000
音響受信装置		129,100	1個につき	5,200
第一種緑色閃光灯		132,100	〃	580
第二種緑色閃光灯		132,100	〃	580
第一種黄色閃光灯		142,700	〃	580
第二種黄色閃光灯		137,400	〃	580
第一種三色灯		132,100	〃	480
第二種三色灯		78,500	〃	420
操船信号灯		137,400	〃	540
白色底びき網漁業灯		132,100	〃	580
紅色底びき網漁業灯		132,100	〃	580
かけまわし漁法灯		132,100	〃	580
きんちゃく網漁業灯		132,100	〃	580

船舶自動識別装置		386,200	1個につき	22,400
航海情報記録装置		404,900	1個につき	24,500
簡易型航海情報記録装置		330,400	1個につき	21,000
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	送受信機を有しないもの	219,200	1個につき	12,800
	その他のもの	378,600	〃	16,400
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置		291,700	1個につき	14,600
水先人用はしご		89,200	1個につき	780
第一種船橋航海当直警報装置		188,700	1個につき	3,500
第二種船橋航海当直警報装置		126,600	1個につき	3,250
航海用レーダー反射器		49,200	1個につき	130
シー・アンカー		276,600	1個につき	1,950
荷役ホース		128,100	1本につき	1,900
持運び式機械通風装置		115,800	1個につき	1,950
固定式ガス検知装置の部品	検知器	120,600	1個につき	2,050
	指示警報部	96,600	〃	1,600
	検出端部	64,100	〃	720
検知管式ガス検知器		124,300	1個につき	1,950
ガス検知管		28,400	10本又はその端数につき	50
持運び式ガス検知器	複合型のもの	194,900	1個につき	3,200
	その他のもの	148,400	1個につき	2,300
甲板洗浄機		78,000	1個につき	6,200
防爆型の電気器具		202,700	1個につき	780
定周波装置		73,200	1個につき	1,200
コンテナ	フラットラック型のもの	163,200	1個につき	4,650
	その他の型のもの	237,700	〃	5,700
作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	110,500	1個につき	150
	その他の作業用救命衣	107,900	〃	150
完全保護衣		98,700	1個につき	3,600
完全保護衣の手袋		61,600	1個につき	450
完全保護衣の長靴		62,200	1個につき	450
第8条の承認		1件につき	9,300円	
第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付		1通につき	1,550円	
第15条第5項の規定による検定合格証明書の再交付		1通につき	3,100円	

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型式承認及び検定			
小型船舶		742,000	1隻につき
小型船舶の船体	旅客船	552,900	〃
	旅客船以外のもの		
	長さ3メートル未満のもの	189,600	1隻につき
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	295,100	〃
	長さ5メートル以上のもの	416,500	〃
倉口蓋板			
	鋼製のもの		
	50平方メートル未満	132,100	1式につき
	50平方メートル以上100平方メートル未満	186,900	〃
	100平方メートル以上200平方メートル未満	271,100	〃
	200平方メートル以上	355,200	〃

倉口覆布	木製のもの	132,100	1枚につき	1,550
倉口覆布の布地		70,400	50メートル又はその端数につき	3,000
倉口覆布の防水布地		70,400	〃	1,900
倉口覆布の防水剤		59,700	18リットル又はその端数につき	3,000
舷窓		87,900	1個につき	1,500
不燃性材料		62,400	1個につき	370
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料		146,700	1個につき	1,300
防煙ダンパー		147,300	1個につき	1,800
火災の危険の少ない家具及び備品		78,400	1個につき	1,100
防火戸の動力開閉装置		91,700	1個につき	2,600
送風機	羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	97,600	1個につき	1,850
〃	〃0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	102,700	1個につき	2,450
〃	〃0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	122,300	1個につき	4,150
〃	〃1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	126,700	1個につき	7,000
〃	〃1.5メートル以上のもの	131,200	1個につき	10,300
冷却装置の管装置の防熱材		77,400	1個につき	220
冷却装置の防熱材の防湿用表面材		77,400	〃	220
冷却装置の防熱材の接着剤		77,400	〃	230
表面仕上材		88,100	1個につき	230
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料		121,500	1個につき	1,300
高速排気装置		202,900	1個につき	1,250
フレームアレスタ		173,600	1個につき	630
船体用材料	プラスチック樹脂	204,000	180リットル又はその端数につき	200
	ガラス繊維	180,000	10キロメートル又はその端数につき	20
	ロービング	180,000	50メートル又はその端数につき	100
	ロービングクロス又はチョップドストランドマット	201,400	50メートル又はその端数につき	410
	ゴム布			
内燃機関	連続最大出力が18キロワット未満のもの	242,900	1個につき	5,800
	〃18キロワット以上37キロワット未満のもの	279,100	〃	10,200
船内外機	連続最大出力が18キロワット未満のもの	302,000	1個につき	10,600
	〃18キロワット以上37キロワット未満のもの	322,300	〃	12,400
	〃37キロワット以上73.6キロワット未満のもの	395,200	〃	14,600
	〃73.6キロワット以上184キロワット未満のもの	472,500	〃	17,400
	〃184キロワット以上のもの	551,800	〃	20,400
船外機	連続最大出力が3.7キロワット未満のもの	242,900	1個につき	6,200
	〃3.7キロワット以上7.4キロワット未満のもの	277,500	〃	9,800
	〃7.4キロワット以上18キロワット未満のもの	300,500	〃	11,100
	〃18キロワット以上37キロワット未満のもの	322,300	〃	12,200
	〃37キロワット以上73.6キロワット未満のもの	395,200	〃	15,000
	〃73.6キロワット以上184キロワット未満のもの	472,500	〃	17,700
	〃184キロワット以上のもの	551,800	〃	20,400
自動呼吸弁	内径が150ミリメートル未満のもの	59,700	1個につき	830
	〃150ミリメートル以上のもの	67,700	〃	2,050
液量計測装置		117,200	1個につき	4,450
ゴムホース		44,200	1本につき	90

浸水警報装置	検知器	1,111,900	1個につき
	警報盤	1,321,100	1個につき
自動操舵装置	航跡制御装置のもの	3,333,400	1個につき
	船首方位制御装置のもの	3,020,000	1個につき
非常用曳航設備		1,279,900	1式につき
呼吸保護具		90,600	1個につき
呼吸保護具のフィルター		30,400	1個につき
救命艇	部分閉囲型救命艇	7,505,000	1隻につき
	その他の部分閉囲型救命艇	7,239,000	〃
	全閉囲型救命艇	7,840,000	〃
	その他の全閉囲型救命艇	7,452,000	〃
	空気自給式救命艇	8,054,000	〃
	その他の空気自給式救命艇	7,787,000	〃
	耐火救命艇	8,884,000	〃
	その他の耐火救命艇	8,496,000	〃
	救助艇の要件に適合するもの	2,705,500	〃
	その他の救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	その他の救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	その他の救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
	その他の救助艇の要件に適合するもの	2,296,000	〃
救命いかだ	小型船舶用膨脹式救命いかだ	1,824,800	1個につき
	その他の救命いかだ	3,684,600	1個につき
	進水装置用膨脹式救命いかだ	3,324,400	〃
	その他の膨脹式救命いかだ	2,955,700	〃
	固型救命いかだ	5,100,500	1個につき
		5,100,500	〃
		5,000,000	〃
救命浮器	小型船舶用救命浮器	1,450,000	1個につき
	その他の救命浮器	1,812,000	〃
救助艇	一般救助艇	6,675,900	1隻につき
	膨脹型一般救助艇	6,615,700	〃
	固型一般救助艇	6,866,600	〃
	複合型一般救助艇	2,210,100	〃
	高速救助艇	6,972,200	1隻につき
	膨脹型高速救助艇	6,942,400	〃
	固型高速救助艇	7,026,000	〃
	複合型高速救助艇	2,210,100	〃
救命浮環	小型船舶用救命浮環	1,257,300	1個につき
	その他の救命浮環	1,577,200	〃
救命浮環の救命索		320,000	30メートル又はその端数につき
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣	1,066,000	1個につき
	その他の救命胴衣	1,364,000	〃
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション		1,253,300	1個につき
小型船舶用浮力補助具		680,800	1個につき
イマーション・スーツ	救命胴衣の要件に適合するもの	2,040,000	1個につき
	その他のイマーション・スーツ	1,641,000	〃
耐暴露服		1,572,000	1個につき
救命器具の浮力材料		704,000	1個につき
救命器具の布地		464,000	50メートル又はその端数につき
救命器具のガス発生器		1,012,000	1個につき
高圧ガス容器の弁		757,700	1個につき
キャノピー灯		863,000	1個につき
室内灯		736,000	1個につき
手動ポンプ		464,000	1個につき

救命艇又は救助艇の内燃機関	329,700	1個につき	11,200	
つり索の離脱装置	86,700	1個につき	1,550	
救助艇の船外機	389,900	1個につき	16,100	
救命艇、救命いかだ又は救助艇の艤装品				
コンパス	70,400	1個につき	770	
シー・アンカー	31,400	〃	300	
救難食糧	83,700	〃	130	
飲料水	46,400	〃	70	
海水脱塩装置	100,700	〃	390	
応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）	46,400	〃	470	
応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	43,700	〃	450	
応急医療具の部分（薬品のみのもの）	44,200	〃	160	
保温具	77,800	〃	420	
保護カバー	46,400	〃	290	
水密電気灯	46,400	〃	130	
日光信号鏡	31,400	〃	130	
レーダー反射器	49,000	〃	130	
海面着色剤	49,000	〃	130	
救命索発射器	108,700	1個につき	290	
救命索発射器の発射体	46,400	4個又はその端数につき	140	
救命索発射器の救命索	46,400	4本又はその端数につき	180	
救命いかだ支援艇	301,500	1隻につき	17,600	
自己点火灯				
小型船舶用自己点火灯				
電池式のもの	158,200	1個につき	220	
電池式以外のもの	158,200	〃	80	
その他の自己点火灯				
電池式のもの	201,900	〃	300	
電池式以外のもの	201,900	〃	130	
自己発煙信号				
小型船舶用自己発煙信号	158,200	1個につき	170	
その他の自己発煙信号	201,900	〃	230	
救命胴衣灯	61,300	1個につき	80	
落下傘付信号	201,900	1個につき	230	
火せん				
小型船舶用火せん	158,200	1個につき	80	
その他の火せん	201,900	〃	130	
信号紅炎				
小型船舶用信号紅炎	158,200	1個につき	80	
その他の信号紅炎	201,900	〃	130	
発煙浮信号	201,900	1個につき	230	
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	161,400	1個につき	630	
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	160,400	1個につき	630	
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	128,400	1個につき	450	
レーダー・トランスポンダー				
小型船舶用レーダー・トランスポンダー	125,200	1個につき	436,100	
その他のレーダー・トランスポンダー	157,200	〃	540,500	
捜索救助用位置指示送信装置				
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	153,200	1個につき	405,900	
その他の捜索救助用位置指示送信装置	196,300	〃		
持運び式双方向無線電話装置	167,800	1個につき	890,900	
固定式双方向無線電話装置	167,800	1個につき	890,900	
船舶航空機間双方向無線電話装置	167,800	1個につき	890,900	
探照灯	84,200	1個につき	440	

再帰反射材	50，600	500平方センチメートル又はその端数につき	20
救命いかだ又は救命浮器の架台	44，800	1個につき	510
自動離脱装置	70，400	1個につき	420
ウィーク・リンク	31，400	1個につき	190
乗込装置			
降下式乗込装置	359，000	1台につき	13，400
その他の乗込装置	70，400	〃	400
消火ポンプ	137，000	1個につき	2，900
非常ポンプ	144，100	1個につき	3，800
消火ホース	46，400	1個につき	770
ノズル	31，400	1個につき	130
水噴霧放射器	31，400	1個につき	270
水噴霧ランス	91，900	1個につき	780
移動式放水モニター	85，700	1個につき	780
国際陸上施設連結具	31，400	1個につき	390
スプリンクラ・ヘッド	31，400	1個につき	380
機関室局所消火装置	31，400	1個につき	380
消火器			
自動拡散型液体消火器	86，300	1個につき	330
自動拡散型粉末消火器	86，300	〃	330
その他の消火器			
小型船舶用消火器	131，700	〃	360
固定式のもの	229，100	〃	2，900
移動式のもの	203，100	〃	1，500
船舶運び式のもの	182，800	〃	620
簡易式のもの	162，600	〃	500
消火用火器以外の消火器			
消火器用消火剤			
持運び式又は簡易式消火器用のもの	111，400	1個につき	130
固定式又は移動式消火器用のもの	124，700	〃	410
固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化物に限る。）	142，700	60キログラム又はその端数につき	2，000
固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤	138，600	200リットル又はその端数につき	4，950
持運び式泡放射器	86，300	1個につき	2，650
個人装具（安全灯及びおのを除く。）	111，400	1組につき	4，400
安全灯	111，400	1個につき	470
呼吸具			
防煙ヘルメット	111，400	1個につき	490
防煙マスク	111，400	〃	490
自蔵式呼吸具	111，400	〃	490
送気式呼吸具	111，400	〃	490
呼吸具の清浄缶	46，400	1個につき	150

呼吸具の酸素発生缶	46,400	〃	150	
命綱	54,400	1本につき	410	
火災探知装置の部分				
探知器	179,600	1個につき	2,550	
制御盤	158,300	〃	1,800	
表示盤	44,600	〃	650	
検出器	59,700	〃	920	
手動火災警報装置	46,400	1個につき	490	
非常標識				
電気式のもの	35,700	1個につき	920	
電気式以外のもの	28,800	1個につき	160	
蓄電池一体型非常照明装置	113,500	1個につき	3,700	
持運び式電気灯	109,200	1個につき	2,250	
非常脱出用呼吸器	100,700	1個につき	410	
船灯				
第一種マスト灯	142,500	1個につき	710	
第二種マスト灯	137,200	〃	530	
第三種マスト灯	131,900	〃	470	
第四種マスト灯	78,400	〃	420	
第一種舷灯	142,500	〃	710	
第二種舷灯	137,200	〃	530	
第三種舷灯	78,400	〃	420	
第一種両色灯	131,900	〃	470	
第二種両色灯	78,400	〃	420	
第一種船尾灯	142,500	〃	710	
第二種船尾灯	137,200	〃	530	
第一種引き船灯	142,500	〃	710	
第二種引き船灯	137,200	〃	530	
第一種白灯	142,500	〃	710	
第二種白灯	137,200	〃	530	
第一種紅灯	142,500	〃	710	
第二種紅灯	137,200	〃	530	
第一種緑灯	142,500	〃	710	
第二種緑灯	137,200	〃	530	
第一種紅色閃光灯	131,900	〃	570	
第二種紅色閃光灯	131,900	〃	570	
第三種紅色閃光灯	130,500	〃	570	
第四種紅色閃光灯	130,500	〃	570	
第一種緑色閃光灯	131,900	〃	570	
第二種緑色閃光灯	131,900	〃	570	
第一種黄色閃光灯	142,500	〃	710	
第二種黄色閃光灯	137,200	〃	530	
第一種三色灯	131,900	〃	470	
第二種三色灯	78,400	〃	420	
操船信号灯	137,200	〃	530	
白色底びき網漁業灯	131,900	〃	570	
紅色底びき網漁業灯	131,900	〃	570	
かけまわし漁法灯	131,900	〃	570	

きんちゃく網漁業灯	1,331,900	〃	570
形象物	36,100	1個につき	130
国際信号旗	42,600	1枚につき	180
国際信号旗の布地	46,400	50メートル又はその端数につき	180
信号灯	70,800	1個につき	1,500
汽笛			
音圧が			
115デシベル以上115デシベル未満のもの	90,600	1個につき	2,900
〃 120デシベル以上130デシベル未満のもの	95,900	〃	3,050
〃 130デシベル以上138デシベル未満のもの	101,200	〃	3,250
〃 138デシベル以上143デシベル未満のもの	289,300	〃	6,400
〃 143デシベル以上のもの	328,200	〃	9,700
	372,400	〃	13,000
号鐘	50,100	1個につき	640
どら	46,400	1個につき	600
電子海図情報表示装置	335,000	1個につき	24,300
ナブテックス受信機	158,800	1個につき	6,300
高機能グループ呼出受信機	158,800	1個につき	6,300
航海用レーダー	420,300	1個につき	20,100
電子プロッティング装置	225,800	1個につき	16,500
自動物標追跡装置	238,600	1個につき	18,200
自動衝突予防援助装置	513,500	1個につき	30,300
磁気コンパス	137,000	1個につき	2,900
磁気コンパスの羅盆	46,400	1個につき	1,500
磁気コンパスの自差修正装置付架台	97,000	〃	2,550
方位測定コンパス装置	27,700	1個につき	320
ジャイロコンパス	228,100	1個につき	18,200
ジャイロコンパスのレピータ	87,900	1個につき	2,900
船首方位伝達装置	191,800	1個につき	8,700
音響測深機	175,800	1個につき	12,100
第一種衛星航法装置	387,800	1個につき	21,300
第二種衛星航法装置	172,100	1個につき	8,000
船速距離計	245,000	1個につき	15,200
回頭角速度計	70,400	1個につき	2,950
音響受信装置	128,900	1個につき	5,200
船舶自動識別装置	386,100	1個につき	22,100
航海情報記録装置	404,700	1個につき	24,300
簡易型航海情報記録装置	330,200	1個につき	20,800
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出送受信機を有しないもの			
装置	219,000	1個につき	12,600
その他のもの	378,400	〃	16,200
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置	291,500	1個につき	14,400
水先人用はしご	89,000	1個につき	770
第一種船橋航海当直警報装置	188,500	1個につき	3,450
第二種船橋航海当直警報装置	126,400	1個につき	3,200

航海用レーダー反射器	49,000	1個につき	1,130
シー・アンカー	276,400	1個につき	1,900
荷役ホース	127,900	1本につき	1,900
持運び式機械通風装置	115,600	1個につき	1,950
固定式ガス検知装置の検知器	120,400	1個につき	2,000
部品 指示警報部	96,400	〃	1,600
検出端部	64,000	〃	710
検知管式ガス検知器	124,100	1個につき	1,950
ガス検知管	28,300	10本又はその端数につき	50
持運び式ガス検知器 複合型のもの	194,700	1個につき	3,200
持運び式ガス検知器 その他のもの	148,200	1個につき	2,300
甲板洗浄機	77,800	1個につき	6,200
防爆型の電気器具	202,500	1個につき	770
定周波装置	73,000	1個につき	1,200
コンテナ フラットラック型のもの	163,000	1個につき	4,600
コンテナ その他の型のもの	237,600	〃	5,600
作業用救命衣 小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	110,300	1個につき	150
作業用救命衣 その他の作業用救命衣	107,700	〃	150
完全保護衣	98,600	1個につき	3,550
完全保護衣の手袋	61,400	1個につき	440
完全保護衣の長靴	62,000	1個につき	440
第8条の承認	1件につき		9,100円
第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付	1通につき		1,350円
第15条第5項の規定による検定合格証明書の再交付	1通につき		2,850円

別表第二（第29条関係）

		検定（単位 円）
検定		
小型船舶		
小型船舶の船体	旅客船	1隻につき 15,200
	旅客船以外のもの	〃 11,100
	長さ3メートル未満のもの	1隻につき 3,350
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	〃 6,700
	長さ5メートル以上のもの	〃 10,000
倉口蓋板	鋼製のもの	1式につき 6,900
	鋼製のもの 50平方メートル未満	〃 8,300
	鋼製のもの 50平方メートル以上100平方メートル未満	〃 9,700
	鋼製のもの 100平方メートル以上200平方メートル未満	〃 12,800
	鋼製のもの 200平方メートル以上	〃 160
	木製のもの	1枚につき 160
倉口覆布		1枚につき 1,400
倉口覆布の布地		50メートル又はその端数につき 260
倉口覆布の防水布地		〃 160
倉口覆布の防水剤		18リットル又はその端数につき 260
舷窓		1個につき 130
不燃性材料		1個につき 330
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料		1個につき 1,150
防煙ダンパー		1個につき 1,700

火災の危険の少ない家具及び備品		1個につき	990
防火戸の動力開閉装置		1個につき	2,300
送風機	羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	1個につき	1,750
	〃 0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	1個につき	2,300
	〃 0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1個につき	3,900
	〃 1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	1個につき	6,600
	〃 1.5メートル以上のもの	1個につき	9,700
冷却装置の管装置の防熱材		1個につき	190
冷却装置の防熱材の防湿用表面材		〃	190
冷却装置の防熱材の接着剤		〃	200
表面仕上材		1個につき	200
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料		1個につき	1,250
高速排気装置		1個につき	1,100
フレームアレスタ		1個につき	550
船体用材料	プラスチック樹脂	180リットル又はその端数につき	180
	ガラス繊維	10キロメートル又はその端数につき	20
	ゴム布 ロービング	50メートル又はその端数につき	90
	ゴム布 ロービングクロス又はチョップドストランドマット	50メートル又はその端数につき	360
内燃機関	連続最大出力が18キロワット未満のもの	1個につき	5,400
	〃 18キロワット以上37キロワット未満のもの	〃	9,300
船内外機	連続最大出力が18キロワット未満のもの	1個につき	9,600
	〃 18キロワット以上37キロワット未満のもの	〃	10,900
	〃 37キロワット以上73.6キロワット未満のもの	〃	13,100
	〃 73.6キロワット以上184キロワット未満のもの	〃	15,700
	〃 184キロワット以上のもの	〃	18,600
船外機	連続最大出力が3.7キロワット未満のもの	1個につき	5,500
	〃 3.7キロワット以上7.4キロワット未満のもの	〃	9,000
	〃 7.4キロワット以上18キロワット未満のもの	〃	9,800
	〃 18キロワット以上37キロワット未満のもの	〃	10,800
	〃 37キロワット以上73.6キロワット未満のもの	〃	13,400
	〃 73.6キロワット以上184キロワット未満のもの	〃	16,000
	〃 184キロワット以上のもの	〃	18,600
自動呼吸弁	内径が150ミリメートル未満のもの	1個につき	760
	〃 150ミリメートル以上のもの	〃	1,900
液量計測装置		1個につき	4,100
ゴムホース		1本につき	90
浸水警報装置	検知器	1個につき	1,500
	警報盤	1個につき	1,700
自動操舵装置	航跡制御装置のもの	1個につき	9,100
	船首方位制御装置のもの	1個につき	8,700
非常用曳航設備		1式につき	4,950
呼吸保護具		1個につき	320
呼吸保護具のフィルター		1個につき	20
救命艇	部分閉囲型救命艇 救助艇の要件に適合するもの	1隻につき	25,300
	部分閉囲型救命艇 その他の部分閉囲型救命艇	〃	25,300

救命いかだ	全閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃
		その他の全閉囲型救命艇	〃
	空気自給式救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃
		その他の空気自給式救命艇	〃
	耐火救命艇	救助艇の要件に適合するもの	〃
		その他の耐火救命艇	〃
	小型船舶用膨脹式救命いかだ		1個につき
	その他の救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ	〃
		その他の膨脹式救命いかだ	〃
		固型救命いかだ	〃
救命浮器	小型船舶用救命浮器		1個につき
	その他の救命浮器		〃
救助艇	一般救助艇	膨脹型一般救助艇	1隻につき
		固型一般救助艇	〃
		複合型一般救助艇	〃
	高速救助艇	膨脹型高速救助艇	1隻につき
		固型高速救助艇	〃
		複合型高速救助艇	〃
救命浮環	小型船舶用救命浮環		1個につき
	その他の救命浮環		〃
救命浮環の救命索			30メートル又はその端数につき
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣		1個につき
	その他の救命胴衣		〃
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション			1個につき
小型船舶用浮力補助具			1個につき
イマーション・スーツ	救命胴衣の要件に適合するもの		1個につき
	その他のイマーション・スーツ		〃
耐暴露服			1個につき
救命器具の浮力材料			1個につき
救命器具の布地			50メートル又はその端数につき
救命器具のガス発生器			1個につき
高圧ガス容器の弁			1個につき
キャノピー灯			1個につき
室内灯			1個につき
手動ポンプ			1個につき
救命艇又は救助艇の内燃機関			1個につき
つり索の離脱装置			1個につき
救助艇の船外機			1個につき
救命艇、救命いかだ又は救助艇の艤装品	コンパス		1個につき
	シー・アンカー		〃
	救難食糧		〃
	飲料水		〃
	海水脱塩装置		〃
	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）		〃
	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）		〃

救命いかだ	全閉囲型救命艇	救助艇の要件に適合するもの	27,400
		その他の全閉囲型救命艇	27,400
	空気自給式救命艇	救助艇の要件に適合するもの	28,400
		その他の空気自給式救命艇	28,400
	耐火救命艇	救助艇の要件に適合するもの	28,900
		その他の耐火救命艇	28,900
	小型船舶用膨脹式救命いかだ		2,050
	その他の救命いかだ	進水装置用膨脹式救命いかだ	4,750
		その他の膨脹式救命いかだ	4,700
		固型救命いかだ	4,600
救命浮器	小型船舶用救命浮器		700
	その他の救命浮器		910
救助艇	一般救助艇	膨脹型一般救助艇	20,300
		固型一般救助艇	19,300
		複合型一般救助艇	20,300
	高速救助艇	膨脹型高速救助艇	20,300
		固型高速救助艇	19,300
		複合型高速救助艇	20,300
救命浮環	小型船舶用救命浮環		150
	その他の救命浮環		210
救命浮環の救命索			60
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣		120
	その他の救命胴衣		160
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション			150
小型船舶用浮力補助具			100
イマーション・スーツ	救命胴衣の要件に適合するもの		760
	その他のイマーション・スーツ		650
耐暴露服			680
救命器具の浮力材料			160
救命器具の布地			280
救命器具のガス発生器			120
高圧ガス容器の弁			90
キャノピー灯			220
室内灯			220
手動ポンプ			430
救命艇又は救助艇の内燃機関			10,300
つり索の離脱装置			1,450
救助艇の船外機			14,500
救命艇、救命いかだ又は救助艇の艤装品	コンパス		710
	シー・アンカー		270
	救難食糧		110
	飲料水		60
	海水脱塩装置		350
	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）		430
	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）		410

救命索発射器	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	〃	410
	保温具	〃	140
	保護カバー	〃	380
	水密電気灯	〃	260
	日光信号鏡	〃	110
	レーダー反射器	〃	110
	海面着色剤	〃	120
救命索発射器		1個につき	260
救命索発射器の発射体		4個又はその端数につき	130
救命索発射器の救命索		4本又はその端数につき	160
救命いかだ支援艇		1隻につき	15，900
自己点火灯	小型船舶用自己点火灯	1個につき	200
	電池式のもの	〃	70
	電池式以外のもの	〃	270
	その他の自己点火灯	〃	110
	電池式のもの	〃	110
	電池式以外のもの	〃	110
自己発煙信号	小型船舶用自己発煙信号	1個につき	150
	その他の自己発煙信号	〃	210
救命胴衣灯		1個につき	70
落下傘付信号		1個につき	210
火せん	小型船舶用火せん	1個につき	70
	その他の火せん	〃	110
信号紅炎	小型船舶用信号紅炎	1個につき	70
	その他の信号紅炎	〃	110
発煙浮信号		1個につき	210
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	5，600
非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	5，500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	4，000
レーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	1個につき	3，800
	その他のレーダー・トランスポンダー	〃	5，400
捜索救助用位置指示送信装置	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	3，550
	その他の捜索救助用位置指示送信装置	〃	5，200
持運び式双方向無線電話装置		1個につき	8，100
固定式双方向無線電話装置		1個につき	8，100
船舶航空機間双方向無線電話装置		1個につき	8，100
探照灯		1個につき	390
再帰反射材		500平方センチメートル又はその端数につき	10
救命いかだ又は救命浮器の架台		1個につき	460
自動離脱装置		1個につき	370
ウィーク・リンク		1個につき	170
乗込装置	降下式乗込装置	1台につき	12，300
	その他の乗込装置	〃	370
消火ポンプ		1個につき	2，700
非常ポンプ		1個につき	3，500
消火ホース		1個につき	710

ノズル			1個につき	120
水噴霧放射器			1個につき	240
水噴霧ランス			1個につき	740
移動式放水モニター			1個につき	740
国際陸上施設連結具			1個につき	350
スプリンクラー・ヘッド			1個につき	350
機関室局所消火装置			1個につき	340
消火器	自動拡散型液体消火器		1個につき	300
	自動拡散型粉末消火器		〃	300
	その他の消火器	小型船舶用消火器	〃	330
		小型船舶用消火器以外の消火器	固定式のもの	〃	2,700
			移動式のもの	〃	1,350
			持運び式のもの	〃	550
			簡易式のもの	〃	450
消火剤	消火器用消火剤	持運び式又は簡易式消火器用のもの	1個につき	110
		固定式又は移動式消火器用のもの	〃	360
	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化物に限る。）		60キログラム又はその端数につき	1,850
	固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤		200リットル又はその端数につき	4,550
持運び式泡放射器			1個につき	2,350
個人装具（安全灯及びおのを除く。）			1組につき	4,050
安全灯			1個につき	430
呼吸具	防煙ヘルメット		1個につき	450
	防煙マスク		〃	450
	自蔵式呼吸具		〃	450
	送気式呼吸具		〃	450
呼吸具の清浄缶			1個につき	130
呼吸具の酸素発生缶			〃	130
命綱			1本につき	360
火災探知装置の部分	探知器		1個につき	2,350
	制御盤		〃	1,650
	表示盤		〃	580
	検出器		〃	840
手動火災警報装置			1個につき	450
非常標識	電気式のもの		1個につき	840
	電気式以外のもの		1個につき	140
蓄電池一体型非常照明装置			1個につき	3,250
持運び式電気灯			1個につき	2,000
非常脱出用呼吸器			1個につき	380
船灯	第一種マスト灯		1個につき	650
	第二種マスト灯		〃	490
	第三種マスト灯		〃	430
	第四種マスト灯		〃	380
	第一種舷灯		〃	650
	第二種舷灯		〃	490
	第三種舷灯		〃	380

形象物	第一種両色灯	1個につき	430
	第二種両色灯	〃	380
	第一種船尾灯	〃	650
	第二種船尾灯	〃	490
	第一種引き船灯	〃	650
	第二種引き船灯	〃	490
	第一種白灯	〃	650
	第二種白灯	〃	490
	第一種紅灯	〃	650
	第二種紅灯	〃	490
	第一種緑灯	〃	650
	第二種緑灯	〃	490
	第一種紅色閃光灯	〃	520
	第二種紅色閃光灯	〃	520
	第三種紅色閃光灯	〃	520
	第四種紅色閃光灯	〃	520
	第一種緑色閃光灯	〃	520
	第二種緑色閃光灯	〃	520
	第一種黄色閃光灯	〃	650
	第二種黄色閃光灯	〃	490
	第一種三色灯	〃	430
	第二種三色灯	〃	380
	操船信号灯	〃	490
	白色底びき網漁業灯	〃	520
	紅色底びき網漁業灯	〃	520
	かけまわし漁法灯	〃	520
	きんちゃく網漁業灯	〃	520
国際信号旗		1枚につき	160
国際信号旗の布地		50メートル又はその端数につき	160
信号灯		1個につき	1,350
汽笛	音圧が111デシベル未満のもの	1個につき	2,600
	〃 115デシベル以上120デシベル未満のもの	〃	2,700
	〃 120デシベル以上130デシベル未満のもの	〃	2,900
	〃 130デシベル以上138デシベル未満のもの	〃	5,800
	〃 138デシベル以上143デシベル未満のもの	〃	8,900
	〃 143デシベル以上のもの	〃	12,000
号鐘		1個につき	580
どら		1個につき	540
電子海図情報表示装置		1個につき	22,400
ナブテックス受信機		1個につき	5,600
高機能グループ呼出受信機		1個につき	5,600
航海用レーダー		1個につき	18,300
電子プロッティング装置		1個につき	14,900
自動物標追跡装置		1個につき	16,600

自動衝突予防援助装置		1個につき	28,000
磁気コンパス		1個につき	2,700
磁気コンパスの羅盆		1個につき	1,400
磁気コンパスの自差修正装置付架台		〃	2,350
方位測定コンパス装置		1個につき	280
ジャイロコンパス		1個につき	16,500
ジャイロコンパスのレピータ		1個につき	2,700
船首方位伝達装置		1個につき	7,800
音響測深機		1個につき	11,100
第一種衛星航法装置		1個につき	19,500
第二種衛星航法装置		1個につき	7,200
船速距離計		1個につき	14,100
回頭角速度計		1個につき	2,600
音響受信装置		1個につき	4,700
船舶自動識別装置		1個につき	20,300
航海情報記録装置		1個につき	22,400
簡易型航海情報記録装置		1個につき	20,200
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置		1個につき	11,200
	送受信機を有しないもの	〃	14,600
	その他のもの	1個につき	12,900
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置		1個につき	710
水先人用はしご		1個につき	3,300
第一種船橋航海当直警報装置		1個につき	3,050
第二種船橋航海当直警報装置		1個につき	1,110
航海用レーダー反射器		1個につき	1,750
シー・アンカー		1本につき	1,650
荷役ホース		1個につき	1,700
持運び式機械通風装置		1個につき	1,850
固定式ガス検知装置の部品	検知器	〃	1,400
	指示警報部	〃	640
	検出端部	1個につき	1,750
検知管式ガス検知器		10本又はその端数につき	50
ガス検知管		1個につき	3,000
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき	2,150
	その他のもの	1個につき	5,700
甲板洗浄機		1個につき	710
防爆型の電気器具		1個につき	1,100
定周波装置		1個につき	4,200
コンテナ	フラットラック型のもの	〃	5,200
	その他の型のもの	1個につき	130
作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	〃	130
	その他の作業用救命衣	1個につき	420
完全保護衣		1個につき	3,200
完全保護衣の手袋		1個につき	420
完全保護衣の長靴		1個につき	420

別表第二の二（第２９条関係）

検定			検定（単位　円）
小型船舶	旅客船		1隻につき　15,100
	旅客船以外のもの		〃　10,900
小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの		1隻につき　3,250
	長さ3メートル以上5メートル未満のもの		〃　6,600
	長さ5メートル以上のもの		〃　9,900
倉口蓋板	鋼製のもの	50平方メートル未満	1式につき　6,800
		50平方メートル以上100平方メートル未満	〃　8,200
		100平方メートル以上200平方メートル未満	〃　9,500
		200平方メートル以上	〃　12,600
	木製のもの		1枚につき　160
倉口覆布			1枚につき　1,350
倉口覆布の布地			50メートル又はその端数につき　260
倉口覆布の防水布地			〃　160
倉口覆布の防水剤			18リットル又はその端数につき　260
舷窓			1個につき　130
不燃性材料			1個につき　320
防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料			1個につき　1,100
防煙ダンパー			1個につき　1,700
火災の危険の少ない家具及び備品			1個につき　970
防火戸の動力開閉装置			1個につき　2,250
送風機	羽根車の外径が0.6メートル未満のもの		1個につき　1,750
	〃　0.6メートル以上0.9メートル未満のもの		1個につき　2,300
	〃　0.9メートル以上1.2メートル未満のもの		1個につき　3,900
	〃　1.2メートル以上1.5メートル未満のもの		1個につき　6,500
	〃　1.5メートル以上のもの		1個につき　9,600
冷却装置の管装置の防熱材			1個につき　190
冷却装置の防熱材の防湿用表面材			〃　190
冷却装置の防熱材の接着剤			〃　200
表面仕上材			1個につき　200
居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料			1個につき　1,200
高速排気装置			1個につき　1,100
フレームアレスタ			1個につき　550
船体用材料	プラスチック樹脂		180リットル又はその端数につき　180
	ガラス繊維		10キロメートル又はその端数につき　200
	ゴム布	ロービング	50メートル又はその端数につき　90
		ロービングクロス又はチョップドストランドマット	50メートル又はその端数につき　360
内燃機関	連続最大出力が18キロワット未満のもの		1個につき　5,300
	〃　18キロワット以上37キロワット未満のもの		〃　9,200
船内外機	連続最大出力が18キロワット未満のもの		1個につき　9,600
	〃　18キロワット以上37キロワット未満のもの		〃　10,800
	〃　37キロワット以上73.6キロワット未満のもの		〃　12,900
	〃　73.6キロワット以上184キロワット未満のもの		〃　15,600
	〃　184キロワット以上のもの		〃　18,400

船外機	連続最大出力が3．7キロワット未満のもの	1個につき	5,400
〃	3．7キロワット以上7．4キロワット未満のもの	〃	8,900
〃	7．4キロワット以上18キロワット未満のもの	〃	9,600
〃	18キロワット以上37キロワット未満のもの	〃	10,600
〃	37キロワット以上73．6キロワット未満のもの	〃	13,200
〃	73．6キロワット以上184キロワット未満のもの	〃	15,800
〃	184キロワット以上のもの	〃	18,400
自動呼吸弁	内径が150ミリメートル未満のもの	1個につき	760
〃	150ミリメートル以上のもの	〃	1,850
液量計測装置		1個につき	4,050
ゴムホース		1本につき	90
浸水警報装置	検知器	1個につき	1,500
	警報盤	1個につき	1,700
自動操舵装置	航跡制御装置のもの	1個につき	9,000
	船首方位制御装置のもの	1個につき	8,600
非常用曳航設備		1式につき	4,850
呼吸保護具		1個につき	320
呼吸保護具のフィルター		1個につき	20
救命艇	部分閉囲型救命艇		
	その他の部分閉囲型救命艇	1隻につき	25,200
	全閉囲型救命艇		
	その他の全閉囲型救命艇	〃	27,200
	空気自給式救命艇		
	その他の空気自給式救命艇	〃	28,200
	耐火救命艇		
	その他の耐火救命艇	〃	28,700
救命いかだ	小型船舶用膨脹式救命いかだ		
	その他の救命いかだ	1個につき	2,050
	進水装置用膨脹式救命いかだ	〃	4,700
	その他の膨脹式救命いかだ	〃	4,650
	固型救命いかだ	〃	4,600
救命浮器	小型船舶用救命浮器		
	その他の救命浮器	1個につき	690
救助艇	一般救助艇		
	膨脹型一般救助艇	1隻につき	20,100
	固型一般救助艇	〃	19,100
	複合型一般救助艇	〃	20,100
	高速救助艇		
	膨脹型高速救助艇	1隻につき	19,100
	固型高速救助艇	〃	20,100
	複合型高速救助艇	〃	20,100
救命浮環	小型船舶用救命浮環		
	その他の救命浮環	1個につき	150
救命浮環の救命索		30メートル又はその端数につき	60
救命胴衣	小型船舶用救命胴衣	1個につき	120
	その他の救命胴衣	〃	160
小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション		1個につき	150
小型船舶用浮力補助具		1個につき	100

イマーション・スーツ		1個につき	760
	救命胴衣の要件に適合するもの	〃	640
	その他のイマーション・スーツ	1個につき	680
耐暴露服		1個につき	160
救命器具の浮力材料		1個につき	280
救命器具の布地		50メートル又はその端数につき	120
救命器具のガス発生器		1個につき	90
高圧ガス容器の弁		1個につき	210
キャノピー灯		1個につき	210
室内灯		1個につき	430
手動ポンプ		1個につき	210
救命艇又は救助艇の内燃機関		1個につき	10,200
つり索の離脱装置		1個につき	1,450
救助艇の船外機		1個につき	14,300
救命艇、救命いかだ又は救助艇の艤装品	コンパス	1個につき	700
	シー・アンカー	〃	260
	救難食糧	〃	110
	飲料水	〃	60
	海水脱塩装置	〃	350
	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）	〃	430
	応急医療具の部分（医療器具のみのもの）	〃	410
	応急医療具の部分（薬品のみのもの）	〃	410
	保温具	〃	140
	保護カバー	〃	380
	水密電気灯	〃	260
	日光信号鏡	〃	110
	レーダー反射器	〃	110
	海面着色剤	〃	120
救命索発射器		1個につき	260
救命索発射器の発射体		4個又はその端数につき	130
救命索発射器の救命索		4本又はその端数につき	160
救命いかだ支援艇		1隻につき	15,800
自己点火灯	小型船舶用自己点火灯	1個につき	200
	電池式のもの	〃	70
	電池式以外のもの	〃	260
	その他の自己点火灯	〃	110
	電池式のもの	〃	150
	電池式以外のもの	〃	210
自己発煙信号	小型船舶用自己発煙信号	1個につき	210
	その他の自己発煙信号	〃	70
救命胴衣灯		1個につき	70
落下傘付信号		1個につき	210
火せん	小型船舶用火せん	1個につき	70
	その他の火せん	〃	110
信号紅炎	小型船舶用信号紅炎	1個につき	70
	その他の信号紅炎	〃	110
発煙浮信号		1個につき	210
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	5,500

非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	5,500
小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置		1個につき	3,900
レーダー・トランスポンダー		1個につき	3,750
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	〃	5,300
	その他のレーダー・トランスポンダー		
捜索救助用位置指示送信装置		1個につき	3,500
	小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	〃	5,100
	その他の捜索救助用位置指示送信装置		
持運び式双方向無線電話装置		1個につき	8,000
固定式双方向無線電話装置		1個につき	8,000
船舶航空機間双方向無線電話装置		1個につき	8,000
探照灯		1個につき	3800
再帰反射材		500平方センチメートル又はその端数につき	100
救命いかだ又は救命浮器の架台		1個につき	450
自動離脱装置		1個につき	360
ウィーク・リンク		1個につき	170
乗込装置	降下式乗込装置	1台につき	12,200
	その他の乗込装置	〃	360
消火ポンプ		1個につき	2,650
非常ポンプ		1個につき	3,500
消火ホース		1個につき	700
ノズル		1個につき	120
水噴霧放射器		1個につき	230
水噴霧ランス		1個につき	730
移動式放水モニター		1個につき	730
国際陸上施設連結具		1個につき	350
スプリンクラー・ヘッド		1個につき	340
機関室局所消火装置		1個につき	340
消火器	自動拡散型液体消火器	1個につき	300
	自動拡散型粉末消火器	〃	300
	小型船舶用消火器	〃	320
	その他の消火器	〃	2,650
	小型船舶用消火器以外の消火器	〃	1,350
	固定式のもの	〃	550
	移動式のもの	〃	550
	持運び式のもの	〃	550
	簡易式のもの	〃	450
消火剤	消火器用消火剤	1個につき	110
	持運び式又は簡易式消火器用のもの	〃	360
	固定式又は移動式消火器用のもの		
	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化物に限る。）	60キログラム又はその端数につき	1,850
	固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤	200リットル又はその端数につき	4,500
持運び式泡放射器		1個につき	2,300
個人装具（安全灯及びおのを除く。）		1組につき	4,000
安全灯		1個につき	430
呼吸具	防煙ヘルメット	1個につき	450
	防煙マスク	〃	450
	自蔵式呼吸具	〃	450
	送気式呼吸具	〃	440

呼吸具の清浄缶		1個につき	130
呼吸具の酸素発生缶		〃	130
命綱		1本につき	360
火災探知装置の部分	探知器	1個につき	2,350
	制御盤	〃	1,600
	表示盤	〃	570
	検出器	〃	830
手動火災警報装置		1個につき	450
非常標識	電気式のもの	1個につき	830
	電気式以外のもの	1個につき	140
蓄電池一体型非常照明装置		1個につき	3,200
持運び式電気灯		1個につき	1,950
非常脱出用呼吸器		1個につき	370
船灯	第一種マスト灯	1個につき	650
	第二種マスト灯	〃	480
	第三種マスト灯	〃	430
	第四種マスト灯	〃	380
	第一種舷灯（せん）	〃	650
	第二種舷灯（せん）	〃	480
	第三種舷灯（せん）	〃	380
	第一種両色灯	〃	430
	第二種両色灯	〃	380
	第一種船尾灯	〃	650
	第二種船尾灯	〃	480
	第一種引き船灯	〃	650
	第二種引き船灯	〃	480
	第一種白灯	〃	650
	第二種白灯	〃	480
	第一種紅灯	〃	650
	第二種紅灯	〃	480
	第一種緑灯	〃	650
	第二種緑灯	〃	480
	第一種紅色閃光灯（せん）	〃	510
	第二種紅色閃光灯（せん）	〃	510
	第三種紅色閃光灯（せん）	〃	510
	第四種紅色閃光灯（せん）	〃	510
	第一種緑色閃光灯（せん）	〃	510
	第二種緑色閃光灯（せん）	〃	650
	第一種黄色閃光灯（せん）	〃	480
	第二種黄色閃光灯（せん）	〃	480
	第一種三色灯	〃	430
	第二種三色灯	〃	380
	操船信号灯	〃	480
	白色底びき網漁業灯	〃	510
	紅色底びき網漁業灯	〃	510

	かけまわし漁法灯 きんちゃく網漁業灯	〃 〃	510 510
形象物		1個につき	110
国際信号旗		1枚につき	160
国際信号旗の布地		50メートル又はその端数につき	160
信号灯		1個につき	1,350
汽笛	音圧が111デシベル以上115デシベル未満のもの	1個につき	2,550
	〃 115デシベル以上120デシベル未満のもの	〃	2,650
	〃 120デシベル以上130デシベル未満のもの	〃	2,850
	〃 130デシベル以上138デシベル未満のもの	〃	5,800
	〃 138デシベル以上143デシベル未満のもの	〃	8,900
	〃 143デシベル以上のもの	〃	11,900
号鐘		1個につき	570
どら		1個につき	530
電子海図情報表示装置		1個につき	2,200
ナブテックス受信機		1個につき	5,500
高機能グループ呼出受信機		1個につき	5,500
航海用レーダー		1個につき	18,200
電子プロッティング装置		1個につき	14,700
自動物標追跡装置		1個につき	16,400
自動衝突予防援助装置		1個につき	27,800
磁気コンパス		1個につき	2,650
磁気コンパスの羅盤		1個につき	1,400
磁気コンパスの自差修正装置付架台		〃	2,350
方位測定コンパス装置		1個につき	270
ジャイロコンパス		1個につき	16,300
ジャイロコンパスのレピータ		1個につき	2,650
船首方位伝達装置		1個につき	7,800
音響測深機		1個につき	11,000
第一種衛星航法装置		1個につき	19,300
第二種衛星航法装置		1個につき	7,100
船速距離計		1個につき	14,000
回頭角速度計		1個につき	2,550
音響受信装置		1個につき	4,600
船舶自動識別装置		1個につき	20,100
航海情報記録装置		1個につき	22,200
簡易型航海情報記録装置		1個につき	20,000
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	送受信機を有しないもの	1個につき	11,000
	その他のもの	〃	14,400
VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置		1個につき	12,700
水先人用はしご		1個につき	700
第一種船橋航海当直警報装置		1個につき	3,250
第二種船橋航海当直警報装置		1個につき	3,000
航海用レーダー反射器		1個につき	110

シー・アンカー		1個につき	1,700
荷役ホース		1本につき	1,650
持運び式機械通風装置		1個につき	1,700
固定式ガス検知装置の部品	検知器	1個につき	1,800
	指示警報部	〃	1,400
	検出端部	〃	630
検知管式ガス検知器		1個につき	1,750
ガス検知管		10本又はその端数につき	50
持運び式ガス検知器	複合型のもの	1個につき	2,950
	その他のもの	1個につき	2,150
甲板洗浄機		1個につき	5,700
防爆型の電気器具		1個につき	700
定周波装置		1個につき	1,100
コンテナ	フラットラック型のもの	1個につき	4,150
	その他の型のもの	〃	5,200
作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	1個につき	130
	その他の作業用救命衣	〃	130
完全保護衣		1個につき	3,200
完全保護衣の手袋		1個につき	410
完全保護衣の長靴		1個につき	410

第1号様式(第7条関係)

第　　号

型　式　承　認　書

殿

船舶安全法第6条ノ5第1項の規定により、下記の船舶(物件)について型式承認をする。

1　船舶(物件)の名称

2　船舶(物件)の型式

年　　月　　日

国土交通大臣　　印

第2号様式(第15条関係)

(船舶に対して交付するもの)

第　　号

検　定　合　格　証　明　書

型式承認番号			
製造者の氏名又は名称及び住所			
製造した事業場の名称及び所在地			
製造番号			
船　質		主機の種類及び数	
船舶の長さ		主機の計画出力	
備　　考			

上記船舶は、船舶安全法第6条ノ5第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

年　　月　　日

管海官庁(氏名)印

(物件に対して交付するもの)

第　　号

検　定　合　格　証　明　書

下記の物件は、船舶安全法第6条ノ5第1項の規定による検定に合格したことを証明する。

1　型式承認番号

2　名称及び型式

3　数量

4　製造年月

5　製造番号

6　製造した事業場の名称及び所在地

年　　月　　日

管海官庁(氏名)印

第３号様式（第15条関係）（昭50運令47・昭58運令42・一部改正）

船舶安全法第９条第４項の証印

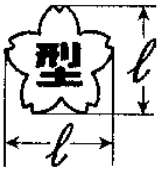

ℓは、４ミリメートル以上とする。

第４号様式（第15条関係）（昭50運令47・平元運令24・平９運令83・令２国交令98・一部改正）

検定合格証明書交付申請書

年　　月　　日

殿

申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の物件について、検定合格証明書の交付を受けたいので、船舶等型式承認規則第15条第４項の規定により申請します。

1　型式承認番号

2　名称及び型式

3　数量

4　製造年月

5　製造番号

6　製造した事業場の名称及び所在地

7　備　考

第５号様式（第15条関係）（昭50運令47・平元運令24・平９運令83・令２国交令98・一部改正）

検定合格証明書再交付申請書

年　　月　　日

殿

申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の船舶（物件）の検定合格証明書について、その再交付を受けたいので、船舶等型式承認規則第15条第５項の規定により申請します。

1　型式承認番号

2　名称及び型式

3　製造番号

4　製造した事業場の名称及び所在地

5　検定合格証明書の番号及び交付年月日

6　備　考

第６号様式（第29条関係）（昭50運令47・平元運令24・平９運令83・令２国交令98・一部改正）

手　数　料　納　付　書

年　　月　　日

殿

申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

1　申請事項

2　金　額

3　備　考

収　入
印　紙